

第三章 重大事故等対処施設	第四十三条 重大事故等対処設備	重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。						
		一	想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 重大事故等対処設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ.(3)(i)b.(c)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の結果により設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。	—
		二	想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 重大事故等対処設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ.(3)(i)b.(c)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の結果により設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。	—
		三	健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。	×	—	—	(適用×理由) 重大事故等対処施設に対する要求であり、燃料集合体に係る要求ではなく、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。	—
		四	本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。	×	—	—	同上	—
		五	工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。	×	—	—	同上	—
		六	想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。	×	—	—	同上	—
	重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な発電用原子炉施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）は、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。							
	2	一	想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 重大事故等対処設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ.(3)(i)b.(c)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の結果により設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。	—
	二	二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。	×	—	—	(適用×理由) 重大事故等対処施設に対する要求であり、燃料集合体に係る要求ではなく、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。	—	
	三	常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	×	—	—	同上	—	
	検討中							

第三章 重大事故等対処施設	第四十三条 重大事故等対処設備	3	可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。							
			一	想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 重大事故等対処設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ.(3)(i)b.(c)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の結果により設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。		
			二	常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。	×	—	—	(適用×理由) 重大事故等対処施設に対する要求であり、燃料集合体に係る要求ではなく、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。		
			三	常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。	×	—	—	同上		
			四	想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。	×	—	—	同上	検討中	
			五	地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	×	—	—	同上		
			六	想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	×	—	—	同上		
			七	重大事故防止設備のうち可搬型の場合は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	×	—	—	同上		

第三章 重大事故等対処施設	第四十四条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	1	—	発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b.(d)及びへ、(4)(iv)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—
	第四十五条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1	—	発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b.(e)及びホ、(3)(ii)b.(a)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—
	第四十六条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	1	—	発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b.(f)及びホ、(3)(ii)b.(b)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—

検討中

第三章 重大事故等対処施設	第四十七条 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な設備を設けなければならない。	1	—	○ (d)	×	×	(適用○理由) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(g)及びホ、(3)(ii)b、(c)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—
	第四十八条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	1	—	○ (d)	×	×	(適用○理由) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(h)及びホ、(4)(iv)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—
	第四十九条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	1	—	○ (d)	×	×	(適用○理由) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(i)及びリ、(3)(ii)a、に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—
		2	—	○ (d)	×	×	同上	—

検討中

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第三章 重大事故等対処施設</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第五十条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p>	1	発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(j)及び(3)(ii)bに記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—
		2	発電用原子炉施設（原子炉格納容器の構造上、炉心の著しい損傷が発生した場合において短時間のうちに原子炉格納容器の過圧による破損が発生するおそれがあるものに限る。）には、前項の設備に加えて、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	同上	—
		3	前項の設備は、共通要因によって第一項の設備の過圧破損防止機能（炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために必要な機能をいう。）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものでなければならない。	○ (d)	×	×	同上	—
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第五十一条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p>	1	発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(k)及び(3)(ii)cに記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—
		検討中						
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第五十二条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p>	1	発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(l)及び(3)(ii)dに記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—

第三章 重大事故等対処施設	第五十三条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	1	—	○(d)	×	×	(適用○理由) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ.(3)(i)b.(m)及び(4)(iv)a.に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—
	第五十四条 使用済燃料貯蔵槽の冷却のための設備	1	—	○(d)	×	×	(適用○理由) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ.(3)(i)b.(n)及び(3)(ii)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の結果により設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。	—
	第五十四条 使用済燃料貯蔵槽	2	—	○(d)	×	×	同上	—
	第五十五条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	1	—	×	—	—	(適用×理由) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に対する要求であり、燃料集合体に係る要求ではなく、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。	—
	第五十六条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備	1	—	○(d)	×	×	(適用○理由) 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ.(3)(i)b.(p)及び(3)(ii)f.に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の結果により設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。 (3号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ.(3)(i)b.(p)及び(3)(ii)f.に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—

検討中

		二	その貯留された水を、想定される重大事故等に対処するために必要な設備に供給できるものとする事。	○ (d)	×	×	<p>(適用○理由)            重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。            (4号炉 申請×理由)            本要求に対する設計方針を本文五号ロ.(3)(i)b.(p)及びリ.(3)(ii)f.に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の結果により設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。            (3号炉 申請×理由)            本要求に対する設計方針を本文五号ロ.(3)(i)b.(p)及びリ.(3)(ii)f.に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。</p>	
2	—	—	発電用原子炉施設には、海その他の水源（前項の水源を除く。）から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するための設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	同上	

検討中

第五十七條 電源設備	1	—	発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	(適用○理由) 重大事故等時に必要となる電源設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(q)及びヌ、(2)(iv)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—
	2	—	発電用原子炉施設には、第三十三条第二項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設けなければならない。	○ (d)	×	×	同上	—
第三十條 重大事故等対処施設	第五十八條 計装設備	1	—	○ (d)	×	×	(適用○理由) 重大事故等時に必要となる計装設備に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第三十七条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ、(3)(i)b、(r)及びベ、(1)(ii)に記載しているが、第三十七条への適合性確認における評価の条件に変更がなく設計方針は変更不要であることから申請対象外。	—
	第五十九條 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	1	—	○ (c)	×	×	(適用○理由) 炉心の著しい損傷が発生した場合においても、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備設計に対する要求であり、燃料集合体の設計を入力条件として設備設計の内居住性に係る被ばく評価を行う条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 高燃焼度燃料の使用に伴い変更となる被ばく評価の結果、現設備設計において要求事項を満足しており、本文五号ヘ、(5)(v)、本文五号チ、(1)(iii)a、及び本文五号チ、(1)(iv)a、に記載する設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。	—
	第六十條 監視測定設備	1	—	×	—	—	(適用×理由) 監視設備に対する要求であり、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。	—
		2	—	×	—	—	同上	—

検討中

検討中



第三章 重大事故等対処施設	第六十一条 緊急時対策所	1	第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならぬ。							
			一	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。	○ (c)	×	×	(適用○理由) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまるための設備設計に対する要求であり、燃料集合体の設計を入力条件として設備設計の内居住性に係る被ばく評価を行う条文であるため適用対象。 (3、4号炉 申請×理由) 高燃焼度燃料の使用に伴い変更となる被ばく評価の結果、現設備設計において要求事項を満足しており、本文五号チ.(1)(iii)b.、本文五号チ.(1)(iv)b.及び本文五号ヌ.(3)(vi)に記載する設計方針は変更不要であることを確認できたため申請対象外。	—	
			二	重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。	×	—	—	(適用×理由) 重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備の設置に関する条文であり、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。	—	
	三	発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。	×	—	—	(適用×理由) 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備の設置に関する条文であり、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。	—			
	2	—	緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならぬ。	×	—	—	(適用×理由) 重大事故等に対処するために必要な数の要員の収容に関する条文であり、燃料集合体に係る要求ではなく、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。	—		
	第六十二条 通信連絡を行うために必要な設備	1	—	発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。	×	—	—	(適用×理由) 通信連絡を行うために必要な設備に対する要求であり、燃料集合体に係る要求ではなく、燃料集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、当該条文の設計条件とならないため、適用対象外。	—	検討中

以上